議案第26号

令和4年度狭山市下水道事業会計予算

予算別冊のとおり

令和4年2月22日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和4年度狭山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度狭山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水资	先化戸数		60,	583戸	
(2) 年間	引総排水量	19,	220,	$0\ 0\ 0\ m^3$	
(3) — E	日平均排水量		52,	658 m^3	
(4) 主要	要な建設改良事業				
1) }	5水管渠整備事業		279,	470千円	7
② 1	雨水管渠整備事業		100,	7 2 5 千円	-

116,000千円

③ 雨水管渠改良事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収

			<i>,</i> •			
第1款 丁	下水道事業収益			3,	484,	289千円
第1項	営業収益			2,	156,	2 3 2 千円
第2項	営業外収益			1,	3 2 8,	056千円
第3項	特別利益					1 千円
		支	出			
第1款]	下水道事業費用			3,	191,	580千円
第1項	営業費用			2,	949,	405千円
第2項	営業外費用				240,	675千円
第3項	特別損失					500千円
第4項	予備費				1,	000千円
(資本的)	7入及び支出)					

入

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本 的支出額に対し不足する額1,168,177千円は、当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額33,786千円、過年度分損益勘定留保資金763,181千 円、減債積立金341,210千円及び建設改良積立金30,000千円で補てんす るものとする。)。

	収	入		
第1款 賞	译本的収入		767,	2 3 3 千円
第1項	企業債		533,	3 0 0 千円
第2項	他会計負担金		56,	264千円
第3項	国庫補助金		142,	000千円
第4項	工事負担金及び分担金		22,	6 6 9 千円
第5項	寄附金		13,	000千円

第1款 資本的支出

1,935,410千円

第1項 建設改良費

1,046,366千円

第2項 企業債償還金

889,044千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業費	千円 282,000	普通貸借 又 は 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、 財政の都合により 据置期間を短縮 し、若しくは繰上 償還し、又は低利 に借換えすること ができる。
流域下水道整備事業費	251, 300	同上	同上	同上
計	533, 300			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費226,704千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、 408,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、16,387千円と定める。